

# 水戸市住みよいまちづくり推進協議会

## 「みと町内会・自治会カード事業」実施要領

### (目的)

- 1 水戸市住みよいまちづくり推進協議会「みと町内会・自治会カード事業」(以下、カード事業)は、地域コミュニティのにぎわいや支えあいの主体者として活動している町内会・自治会の、より一層の活性化や、水戸市住みよいまちづくり推進協議会(以下、「住み協」という。)自らが町内会・自治会加入のメリットを創出することを通じて、地域経済を含めた地域コミュニティ全体の活性化を図ることを目的とします。

### (実施主体)

- 2 カード事業は、住み協を事業主体とし、水戸市は事業の目的達成のために必要な支援を行っていきます。

### (事業対象)

- 3 カード事業の対象は、住み協地区会に加盟する町内会・自治会に加入する世帯(以下、「町内会員」という。)とします。

### (カードの機能)

- 4 カード事業では、「みと町内会・自治会カード(以下、カードという。)」(様式第1号)を作成し以下の機能を付与します。

(1) 町内会員証機能…加入している町内会・自治会名、世帯代表者名を記入することで、町内会員であることを証する機能であり、町内会員である連帯感の醸成や町内会・自治会活動の活性化につなげます。

(2) 防災情報機能…世帯で共有する避難場所・集合場所を記入するほか、最新の防災情報を得ることができる機能であり、町内会員の防災意識向上を図ります。

(3) 地域活性化機能…カードを市内協力事業者(店)(以下、「協力事業者」という。)に提示することにより、協力事業者の「お気持ち」による特典を受けることができる機能であり、町内会員も地域の大切な財産である協力事業者から買い物をするよう努める「気持ち」を返すことで、お互いの持ちつ持たれつの、顔の見える関係を構築し、地域全体の活性化を図ります。

【スローガン】「水戸で、町内会・自治会にmeet、協力店にmeet、新たな自分にmeet」

このスローガンでキャンペーンを行う。水戸で町内会・自治会に加入してもらい、町内会・自治会で新たな仲間と出会い、協力店と顔が見える関係をつくり、活動を通して新たな自分を見つける。

### (住み協の業務)

5 住み協は、以下の業務を行います。

- (1) 町内会員の加入促進及び退会防止に関すること。
- (2) カードの作成及び配布に関すること。
- (3) 協力事業者の募集及び依頼に関すること。
- (4) 協力事業者が掲示するポスター及びのぼり旗など（以下、「掲示物」という。）（様式第2号）の作成及び配布に関すること。
- (5) 市民ならびに事業者へ広く情報提供すること。
- (6) その他、カード事業の推進にあたり必要なこと。

### (カードの運用)

6 カードの運用は以下のとおり行います。

- (1) カードは町内会員の世帯毎に1枚発行します。
- (2) 町内会員は、カード裏面に世帯代表者氏名を記入し、当該世帯員に限り利用できます。ただし、利用者の同伴者に特典を提供するかは協力事業者の判断とします。
- (3) カードを、会員以外に譲渡、貸与することはできません。（不正な利用があった場合、住み協はカードの返却を求めることができるものとします。）
- (4) カードを紛失した場合は、速やかに所属する町内会・自治会の代表者に連絡をしてください。再発行申請書（様式第3号）により再発行することができます。
- (5) 町内会員が町内会・自治会を退会する場合は、カードを所属する町内会・自治会の代表者に返却してください。
- (6) 町内会・自治会の代表者は、加入・脱退など町内会員に変更があった場合は、各市民センターでカードの受領・返却を行うものとします。各市民センター所長は、再発行者リスト（様式第4号）により管理するものとします。
- (7) カードの使用期限は、カード事業開始日から令和6年12月31日までとします。ただし、住み協において効果等を検証した上で、関係機関と協議することにより延長することができます。
- (8) 町内会員は、カード利用に関する特典は協力事業者からのご厚意により提供されるものであること、また、住み協ならびに協力事業者が責任を負うものではないことを理解した上で利用するものとします。
- (9) 町内会員は、地域経済も含めた地域コミュニティ全体の活性化に向けて、協力事業者での購入などに努めるものとします。

### (協力事業者の手続等)

7 カード事業に協力しようとする協力事業者の手続等は以下のとおりとします。

- (1) カード事業の趣旨に賛同する協力事業者は、協力申込書（様式第5号）により、住み協に申し込むこととします。
- (2) 特典内容はポスター（様式第2号）の所定の位置に記載し、町内会員が見やすい位置に掲示して下さい。
- (3) 特典内容が違法または適正でないと判断した場合には、住み協は改善を求めるこ

とができるものとします。さらに、改善に至らない場合には、協力申込を拒否あるいは取り消すことができるものとします。

(4) 掲示物については協力事業者の責任において適正に管理して下さい。

(5) 協力事業者は、協力申込書の内容を変更するときは変更届（様式第6号）により住み協に届け出て下さい。また、この届により掲示物の表示に変更が生じる場合には、届出日以後、速やかにポスターの記載を変更してください。

(6) 協力事業者は、カード事業への協力を廃止するときは廃止届（様式第7号）により住み協に届け出て下さい。また、廃止の日以後、掲示物を撤去してください。

#### （その他）

8 この要領に定めるもののほか、カード事業の運営に関し必要な事項は、住み協町内会・自治会加入促進委員会で協議し、役員会で決定するものとします。

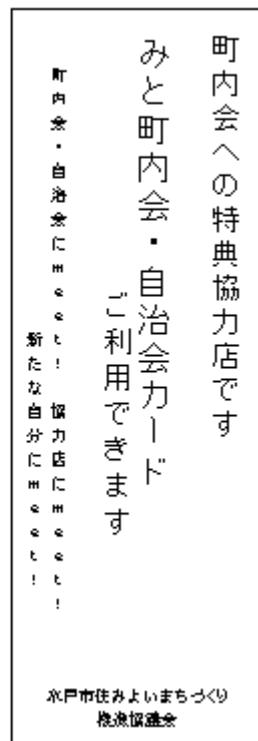
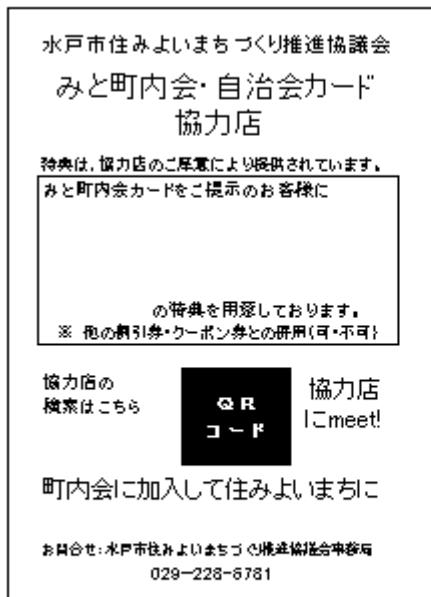
#### 様式第1号（カード）

表

裏

水戸市住みよいまちづくり推進協議会 <b>みと町内会・自治会カード</b>		町内会名 _____ 世帯代表者氏名 _____	
有効期限 2024年12月31日		家族構成人数 人	
町内会・自治会にmeet! 協力店にmeet! 新たな自分にmeet!		我が家家の避難場所・集合場所	
お買い物は地域の身近なお店で		避難場所①	避難場所②
●協力店による特典を利用する場合は、あらかじめ掲示してください。 ●特典は協力店のご厚意により提供されています。		店舗検索	QRコード
		●災害・防災情報 ① FMぱるるん (76.2MHz)	LINE QRコード

#### 様式第2号（掲示物）



A5版

様式第3号

みと町内会・自治会カード 再発行申請書

令和 年 月 日

水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長 あて

以下のとおり、みと町内会・自治会カードの再発行を申請します。

再発行事由	①紛失、焼失又は盗難
	②みと町内会・自治会カードの著しい損傷 ③みと町内会・自治会カードの余白がなくなったため ④その他 ( )

申請者氏名	世帯代表者の氏名を記入してください。
住 所	
電話番号	

町内会・自治会名	
町内会・自治会長氏名	

様式第4号

## みと町内会・自治会カード再発行リスト(

町内会・自治会)

## 様式第5号

## みと町内会・自治会カード 協力申込書

令和 年 月 日

水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長 あて  
みと町内会・自治会カード事業に申し込みます。

割引等の特典内容	
----------	--

(特典内容の例)

- ・「ポイント〇倍」、「〇%割引」、「大盛無料」、「粗品進呈」など
- ・上記のような特典に、「毎月〇日のみ」、「〇曜日のみ」、「〇〇円以上お買い上げの場合」、「他のサービスとの併用不可」などの条件付けをしていただき、過度な負担とならないようにすることも可能です。

区分	買物 飲食 レジャー 医療 自動車 自転車 学び 住宅関連 冠婚葬祭 金融・保険 理容・美容 その他( ) ※ いずれか一つに〇をつけてください
掲示物	必須 <input type="checkbox"/> 店内掲示ポスター【コピー利用可】 希望者のみ <input type="checkbox"/> 店外のぼり のぼりについては、数に限りがありますので、 御希望に添えない場合があります。
フリガナ 店舗、施設、企業・ 事業所の名称 (代表者名)	
所在地	〒
電話	
FAX	
電子メール	
営業時間	時 分 ~ 時 分
定休日	
ホームページURL	
お店、企業のPR したい内容 (50文字以内)	
担当者 (公開されません) ※ 代表者と同じな らば省略可	社名・所属部署 氏名 電話 FAX 住所 〒 電子メール
送付先	電子メール <a href="mailto:suijukyo@iaa.itkeeper.ne.jp">suijukyo@iaa.itkeeper.ne.jp</a> FAX 029-228-6788 郵送 〒 310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市住みよいまちづくり推進協議会事務局

## 様式第6号

## みと町内会・自治会カード 協力事業 変更届

令和 年 月 日

水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長 あて  
以下の内容が変更となりますので届出します。

変更となる箇所のみ記入してください。

割引等の特典内容	
----------	--

(特典内容の例)

- ・「ポイント〇倍」、「〇%割引」、「大盛無料」、「粗品進呈」など
- ・上記のような特典に、「毎月〇日のみ」、「〇曜日のみ」、「〇〇円以上お買い上げの場合」、「他のサービスとの併用不可」などの条件付けをしていただき、過度な負担とならないようにすることも可能です。

区分	買物 飲食 レジャー 医療 自動車 自転車 学び 住宅関連 冠婚葬祭 金融・保険 理容・美容 その他( ) ※ いずれか一つに〇をつけてください
掲示物	必須 <input type="checkbox"/> 店内掲示ポスター【コピー利用可】 希望者のみ <input type="checkbox"/> 店外のぼり のぼりについては、数に限りがありますので、 御希望に添えない場合があります。
フリガナ	
店舗、施設、企業・事業所の名称 (代表者名)	
所在地	〒
電話	
FAX	
電子メール	
営業時間	時 分 ~ 時 分
定休日	
ホームページURL	
お店、企業のPR したい内容 (50文字以内)	
担当者 (公開されません) ※ 代表者と同じなら ば省略可	社名・所属部署 氏名 電話 FAX 住所 〒 電子メール
送付先	電子メール <a href="mailto:suijukyo@iaa.itkeeper.ne.jp">suijukyo@iaa.itkeeper.ne.jp</a> FAX 029-228-6788 郵送 〒 310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市住みよいまちづくり推進協議会事務局

## 様式第7号

## みと町内会・自治会カード 協力事業廃止届出書

令和 年 月 日

水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長 あて  
協力事業をとりやめたいので届出します。

フリガナ	
店舗、施設、企業・事業所の名称(代表者名)	
理由	
担当者	社名・所属部署
	氏名
	電話
	FAX
	住所 〒
電子メール	
送付先	電子メール <a href="mailto:suijyukyo@iaa.itkeeper.ne.jp">suijyukyo@iaa.itkeeper.ne.jp</a>
	FAX 029-228-6788
	郵送 〒 310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市住みよいまちづくり推進協議会事務局